

自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外務大臣
国土交通大臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとって、自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度に関する基本的な事項等

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
自動車運送業分野
- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

自動車運送業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

トラック運送業における生産性向上のための取組として、業界団体において、①貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導によるドライバーの労働時間に関する指導、②帰り荷確保等輸送効率の向上のための求荷求車情報ネットワークシステムの運営が行われており、国土交通省としても、③荷待ち・荷役時間短縮に向けた自動化・機械化、④令和 7 年 4 月に施行された流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正物流法」という。）や、令和 7 年 5 月に公布された下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 41 号。以下「改正下請法」という。）を契機として、荷主等に対する一層の価格転嫁や、構造的な賃上げ環境の整備に取り組んでいる。

タクシー運送業における生産性向上のための取組として、事業者による配車アプリやキャッシュレス決済の導入等 DX 化の推進が行われており、国土交通

省としても、そのような省人化や経営改善に資する取組に対して支援を行っている。

バス運送業における生産性向上のための取組として、事業者によるキャッシュレス決済や乗務日報自動作成システム、運行管理支援システムの導入等DX化の推進が行われており、国土交通省としても、そのような省人化や経営改善に資する取組に対して支援を行っている。

イ 国内人材確保のための取組

(ア) トラック運送業における国内人材の確保のための取組

業界団体において、次の取組を実施している。

- ① 全国のトラック運送事業者の求人情報サイトの構築
- ② 高校生向けのパンフレットの作成・配布やドライバー業務紹介動画等の作成等
- 国土交通省としても、次の取組を実施している。
- ③ 標準的運賃の引き上げ
- ④ トラック・物流Gメンについて、令和6年11月に改組・拡充し、現在、総勢360名規模で是正指導を強化
- ⑤ 令和7年4月に施行された改正物流法や、令和7年5月に公布された改正下請法を契機として、荷主等に対する一層の価格転嫁や、構造的な賃上げ環境の整備
- ⑥ 「運転者職場環境良好度認証制度」や貨物自動車運送事業安全性評価事業（通称：Gマーク制度）において、法令遵守や労働環境改善等に向けた取組を実施している事業者が認証又は認定を受けることにより、安心で快適な職場環境の整備による就労を促進するとともに、ドライバーの負担を軽減し、ひいては労働災害防止を実現する取組を推進
- ⑦ 國土交通省・防衛省・業界団体間で申し合わせを締結し、全国各地で退職予定の自衛官向けの運送業の合同説明会や運転体験会を開催することで、退職自衛官の自動車運送業等へのさらなる再就職への支援

(イ) タクシー運送業における国内人材の確保のための取組

業界団体において、次の取組を実施している。

- ① 運転者の労働条件の改善・働きやすい労働環境の整備等、働き方改革の実現に向けた各種取組
- ② タクシー業界の魅力を伝える人材確保セミナー等
- 国土交通省としても、次の取組を実施し、事業者による人材確保・養成の取組を支援している。
- ③ 運賃改定の迅速化といった制度改正を行い、早期の賃上げ等を促進
- ④ ドライバーの採用活動や第二種運転免許取得費用の負担に対する支援
- ⑤ 「運転者職場環境良好度認証制度」において、法令遵守や労働環境改善等に向けた取組を実施している事業者が認証又は認定を受けることにより、安心で快適な職場環境の整備による就労を促進するとともに、ドライバーの負担を軽減し、ひいては労働災害防止を実現する取組を推進

- ⑥ タクシー業界における女性の新規就労・定着を図るため、女性ドライバーの採用に向けた取組や子育て中の女性が働き続けることのできる環境整備を行う事業者を認定・PRする「タクシー事業における女性ドライバー応援企業認定制度」を活用
- ⑦ 国土交通省・防衛省・業界団体間で申し合わせを締結し、全国各地で退職予定の自衛官向けの運送業の合同説明会や運転体験会を開催することで、退職自衛官の自動車運送業等へのさらなる再就職への支援

(ウ) バス運送業における国内人材の確保のための取組

業界団体において、次の取組を実施している。

- ① 運転者の労働条件の改善・働きやすい労働環境の整備等、働き方改革の実現に向けた各種取組
 - ② バス業界の魅力を伝える人材確保セミナー
 - ③ 女性運転者に関する情報発信や、女性のためのバス運転者専門求人サイトのHP掲載等
- 国土交通省としても、次の取組を実施し、事業者による人材確保・養成の取組を支援している。
- ④ 運賃算定手法の見直しや運賃改定の迅速化により、早期の賃上げ等を促進
 - ⑤ ドライバーの採用活動や第二種運転免許取得費用の負担に対する支援
 - ⑥ 「運転者職場環境良好度認証制度」において、法令遵守や労働環境改善等に向けた取組を実施している事業者が認証又は認定を受けることにより、安心で快適な職場環境の整備による就労促進するとともに、ドライバーの負担を軽減し、ひいては労働災害防止を実現する取組を推進
 - ⑦ 国土交通省・防衛省・業界団体間で申し合わせを締結し、全国各地で退職予定の自衛官向けの運送業の合同説明会や運転体験会を開催することで、退職自衛官の自動車運送業等へのさらなる再就職への支援

(エ) (ア) の成果

上記(ア)の取組により、賃上げの原資となる適正運賃の収受については、標準的運賃と比べて運賃を概ね収受できている契約の割合が、「標準的運賃」に係る実態調査令和3年度調査の35%から「標準的運賃」に係る実態調査令和6年度調査の53%へと継続して増加している。一方、令和3年から令和6年にかけての年間賃金の伸び率は、全産業平均の増加率は7.8%であるのに対し、大型トラックは6.3%、中小型トラックは1.4%と、全産業平均を下回っており、かつ、道路貨物運送業における有効求人倍率は、令和5年度には2.18倍と全職業平均(1.17倍)より約2倍高い状況であり、引き続き継続した取組が必要である。また、「労働災害動向調査(厚生労働省)」によると、道路貨物運送業における労働災害率(度数率)は、令和6年は4.13と前年比0.26ポイント改善している。

(オ) (イ) の成果

上記(イ)の取組により、タクシー運送業では、令和2年以降順次運賃プロ

ック単位で運賃改定が実施されてきた。さらに、令和5年度の日車営収（1日1両あたりの営業収入）は、令和元年度と比較して、約18%増加した。令和3年から令和6年にかけての年間賃金の伸び率は、全産業平均の増加率は7.8%であるのに対し、タクシー運送業は49.3%と、全産業平均を大きく上回っている。また、令和6年度の女性運転者の人数は、令和3年度と比較し、約38%増加（9,608人増加）した。一方で、タクシー運送業における有効求人倍率は、令和6年は3.50倍と全職業平均（1.25倍）より高い状況であり、地域の交通の足を確保するために、引き続き継続した取組が必要である。また、「労働災害動向調査（厚生労働省）」によると、道路旅客運送業における労働災害率（度数率）は、令和6年は4.17と前年比0.96ポイント改善している。

（カ）（ウ）の成果

上記（ウ）の取組により、バス運送業では、令和2年度以降約9割の事業者で運賃改定に向けた取組を実施しており、令和3年から令和6年にかけての年間賃金の伸び率は、全産業平均の増加率は7.8%であるのに対し、バス運送業は14.6%と、全産業平均を大きく上回っている。一方で、バス運送業における有効求人倍率は、令和6年は2.12倍と全職業平均（1.25倍）より高い状況であり、地域の交通の足を確保するために、引き続き継続した取組が必要である。また、「労働災害動向調査（厚生労働省）」によると、道路旅客運送業における労働災害率（度数率）は、令和6年は4.17と前年比0.96ポイント改善している。

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

自動車運送業分野では、コロナ禍での離職及び自動車運送事業における時間外労働規制の見直し、いわゆる「2024年問題」も踏まえ、物流・人流を支えるエッセンシャルワーカーたるドライバーの確保が喫緊の課題となっている。令和10年度までの輸送需要の推移を考慮した必要就業者数が合計158万6,000人程度（トラック運送業：117万7,000人程度、タクシー運送業：28万9,000人程度、バス運送業：12万人程度）と想定されるが、上記（2）に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が26万6,000人程度緩和されることが見込まれるもの、令和10年度には、なお2万2,100人の人手不足が生じると推計している。

また、令和6年度の自動車運送業分野の有効求人倍率は2.99倍となっていることを踏まえても、自動車運送業分野における人手不足は深刻な状況であるといえる。

以上のような自動車運送業分野において深刻化する人手不足に対応するため、当該分野においては、官民を挙げて上記（2）の取組を進めることとしているが、それでもなお生じる人手不足について、一定の専門性・技能を有する外国人の受入れで充足することが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。

（4）受入れ見込数

自動車運送業分野における令和6年度から令和10年度までの5年間の受入れ見

込数は、2万2,100人である。

当該受入れ見込数は、自動車運送業分野において、令和6年度からの5年間で28万8,000人程度の人手不足が見込まれる中、DX化の推進等による生産性向上（令和10年度までに14万3,000人程度）や、労働環境整備等による追加的な国内人材の確保（令和10年度までに12万3,000人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

なお、生産性向上の取組については、トラック運送業では年間総労働時間の上限超過分を5年間で9割削減、タクシー運送業では5年間で4%程度の生産性向上、バス運送業では5年間で2%程度の生産性向上を行うものと想定している。

また、国内人材の確保については、トラック運送業では5万7,500人程度、タクシー運送業では4万8,500人程度、バス運送業では1万7,000人程度の人材確保を見込んでいる。

3 在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び再開の措置

（1）自動車運送業分野をめぐる人手不足状況の把握方法

国土交通大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 自動車運送業分野の1号特定技能外国人の在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- ② 有効求人倍率
- ③ 業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査
- ④ 国土交通省が設置する特定技能制度における自動車運送業分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）による特定技能所属機関等からの状況把握等

（2）入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項

（1）特定技能外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、特定技能1号に係るキャリアステップの概要を内容とする自動車運送業分野における「キャリア形成プログラム（以下「キャリアプログラム」という。）」を策定する。

自動車運送業分野におけるキャリアプログラムは、次の事項を基本とし、特定技

能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得
- ② 日本語能力
- ③ マネジメント経験
- ④ その他（フォローアップや意欲向上策等）

（2）治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、自動車運送業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記アの治安上の問題について、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

（3）大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするため必要な措置

地方公共団体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、特定技能の協議会等と連携し、地域別の有効求人倍率等により地域的な人手不足の状況について定期的な把握を行うとともに、業界内において取組の地域差が生まれないよう、得た情報のほか、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

そのほか、国土交通省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

（4）公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人及び特定技能所属機関は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

自動車運送業分野において特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人は、次の（1）及び（2）に定める試験に合格及び資格を取得した者とし、タクシー運送業及びバス運送業においては、これらの試験の合格に加え、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 38 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項並びに第 39 条に規定する事項についての指導、監督及び特別な指導を受け、並びに適性診断を受診することをいう。以下同じ。）を修了した者とする。

(1) 技能水準

別表の a. 技能水準の欄に掲げるもの

(2) 日本語能力水準

別表の b. 日本語能力水準の欄に掲げるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

自動車運送業分野において設定する業務区分及び 1 号特定技能外国人が従事する業務は、上記 1 (1) に定める技能水準に対応し、別表の c. 業務区分（従事する業務）の欄に掲げる業務とする。

なお、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：車両の清掃、運行前後の準備片付けなど試験等によって専門性を確認されない業務）に付隨的に従事することは差し支えない。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になること。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し必要な協力をを行うこと。
- ③ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。
- ④ 特定技能所属機関は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を経営する者であること。
- ⑤ 1 号特定技能外国人が業務に従事する事業所が、日本標準産業分類（令和 5 年 総務省告示 256 号）に掲げる産業のうち、特定のものを行っていること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、一般財団法人日本海事協会（明治 32 年 11 月 15 日に帝國海事協会という名称で設置された法人をいう。）が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者、又はトラック運送業における特定技能所属機関においては、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 43 条に規定する全国貨物自動車運送適正化事

業実施機関をいう。)が認定する安全性優良事業所を有する者であること。

- ⑦ タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施すること。
- ⑧ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、特定技能の協議会の構成員となっており、かつ、国土交通省及び特定技能の協議会に対して必要な協力をを行う登録支援機関に委託すること。
- ⑨ タクシー運送業及びバス運送業（道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。以下⑩、⑪において同じ。）における特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の日本語能力水準が日本語教育の参考枠のA2.2相当の水準の場合にあって当該特定技能外国人に運転業務を行わせる場合は、当該特定技能外国人のB1相当以上の日本語能力修得に向けた日本語学習プランを作成すること。
- ⑩ タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の日本語能力水準が日本語教育の参考枠のA2.2相当の水準の場合にあって当該特定技能外国人に運転業務を行わせる場合は、当該特定技能所属機関に雇用され、乗客対応に関する必要な指導を受けた者を、乗客、関係機関等との意思疎通を補助する要員として同乗させること。
- ⑪ バス運送業における特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の日本語能力水準が日本語教育の参考枠のA2.2相当の水準の場合にあって、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。）又は半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域において、当該特定技能外国人に運転業務を行わせる場合は、次の措置を講ずること（この場合、2(3)⑩は適用しない。）。
 - i 当該特定技能外国人と地域の共生を図るため、当該特定技能外国人に運転業務を行わせる地域に属する地方公共団体が特定技能所属機関と協力し実施する取組について記載した文書を当該地方公共団体から受領すること。
 - ii 事故対応等の緊急事態が生じた場合に、当該特定技能外国人が特定技能所属機関や関係機関への連絡等を含めた適切な対応を行うために必要な情報通信技術等の活用を始めとした環境の整備を実施すること。

(4) 在留資格「特定活動」による入国・在留

上記2(1)に掲げる業務を行うに当たっては、その前提として、運転免許の取得に加え、タクシー運送業及びバス運送業においては、新任運転者研修を修了する必要があるところ、運転免許の取得や新任運転者研修の受講のため、一定期間我が国での在留が必要となることから、運転免許の取得や新任運転者研修の受講以外の要件を満たした者については、受入れ機関との雇用契約の下、在留資格「特定活

動」による入国・在留を認める（在留期間の上限は、トラック運送業については6月、タクシー運送業及びバス運送業については1年とする。なお、当該在留資格をもって在留する期間は、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する通算在留期間に算入しない。）。

また、当該在留資格による在留中には、上記手続等のほか、受入れ機関における車両の清掃といった関連作業に従事することを認める。

別表 (第二1及び2関係)

項目番	a. 技能水準	b. 日本語能力水準	c. 業務区分(従事する業務)
1	自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)及び第一種運転免許	「日本語教育の参考枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの	トラック運転者(事業用自動車(トラック)の運転、運転に付随する業務)
2	自動車運送業分野特定技能1号評価試験(タクシー)及び第二種運転免許	ア 「日本語教育の参考枠」のB1相当以上の水準と認められるもの イ 「日本語教育の参考枠」のA2.2相当の水準と認められるもの(第二2(3)⑨及び⑩の措置が講じられている場合に限る。)	タクシー運転者(事業用自動車(タクシー)の運転、運転に付随する業務)
3	自動車運送業分野特定技能1号評価試験(バス)及び第二種運転免許	ア 「日本語教育の参考枠」のB1相当以上の水準と認められるもの イ 「日本語教育の参考枠」のA2.2相当の水準と認められるもの(第二2(3)⑨の措置が講じられていること及び2(3)⑩又は⑪の措置が講じられている場合に限る。)	バス運転者(事業用自動車(バス)の運転、運転に付随する業務)